

必要書類

- * 請求者およびお子さんの保険証の写し(写真可)の添付が必要です。
(新生児の分は、加入予定の保険証で構いません)
- * 郵送提出の場合、下記の書類のコピーを添付してください。
申請者及び配偶者の個人番号確認書類(個人番号カードまたは通知カード)
申請者の本人確認書類

注意

- 1 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください
- 2 「監護」とは、児童の生活について、監督し保護することです
- 3 「生計関係」の欄は、次によって記入してください
「同一」とは、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者とその子と生計を同じくしているときを言います。
「維持」とは、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者とその子の生計を維持しているときを言います。
- 4 「加入年金の種類」の欄は、請求者の請求日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください
加入している公的年金について、いずれか該当するものにチェックしてください。「その他」にチェックをした場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
「厚生年金」にチェックをした場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 この請求書には、次の書類を添えて提出してください
児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
児童が請求者自身の子であり、その児童と別居している場合は、請求者のその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く)
生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類